雇用保険失業給付の手続きをされたみなさまへ
～重要なお知らせ～

新型コロナウイルス感染拡大防止のための認定日の取扱いについて

新型コロナウイルスの更なる感染拡大防止対策のため、4月30日（木）までの認定日を指定されている方の失業認定につきましては、下記のいずれかの方法で行うことが可能となりました。

①認定日の変更

＊ 5月7日（木）以降、次の認定日の前日（※）までにご来所をお願いします。

※認定日がご不明の場合は、ハローワークにお問い合わせください。

②郵送による証明認定

【ご注意ください】

- **失業給付金は、認定の処理により初めて支払いが行われます。**
- **認定日を変更された場合、その認定日の翌日以降の振込となります。**
- **郵送の場合、失業認定申告書の内容を確認した上で認定の処理を行いますので、振込までにお時間をいただくことがあります。**

なお、現在指定されている認定日にご来所いただき、失業認定の手続きを行うことも可能です。

詳細は、受給手続きをとられているハローワークにお問い合わせください。

宮城労働局・ハローワーク